

グレーゾーン金利

グレーゾーン金利とは、貸付利息を規定してある出資法と利息制限法の二つの法律の金利差を呼びます。

「利息制限法」とはお金の貸し借りをする際の上限金利を定めた法律で、銀行や信用金庫などの金融機関はその利息制限法の上限金利以内でお金を貸し付けています。(利息制限法の上限金利は、10万円未満が20%、10万円～100万円未満が18%、100万円以上が15%です。)

その利息制限法の上限金利を超えた利率でお金を貸し付けても法的な罰則はありません。

お金を貸し付ける際の上限金利を定めたもう一つの法律が「出資法」で、その上限金利を超過してお金を貸し付けると刑事罰の対象となり、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金と非常に厳しい罰則があります。(出資法は1954年に年率109.5%で施行されて以来、幾度となく上限金利を引き下げられ2000年からは29.2%となり、2010年からは出資法は廃止されました。)

「利息制限法」(20%～15%)を超え、「出資法」(29.2%)以下の範囲の利率のことを「グレーゾーン(グレーゾーン金利)」と呼び、多くの消費者金融は2007年までは出資法を根拠にこのグレーゾーン金利を採用してお金を貸し付けてきました。その元金を超えて支払い過ぎたグレーゾーン金利の部分を「過払金」と呼び、過払金返還訴訟手続、あるいは債務整理の手続きの中で債権者から返還請求することができます。

ここ数年、消費者金融やクレジット会社に対する過払請求が社会的な話題になっており、各社ともかなり多額の過払金返還に応じています。もっとも、返還の額がかなりの額になり、中小の消費者金融業者の中には負担に耐えられないところも出てきました。したがって、過払金の請求は早い者勝ちの様相を呈しつつあると言えるでしょう。